

## 茨木市認知症高齢者見守り事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内に居住する認知症が疑われる高齢者及び認知症の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）並びにその家族、成年後見人及び保佐人（以下「家族等」という。）を把握し、必要に応じ相談支援を実施するとともに、認知症高齢者の見守り並びに行方不明となった認知症高齢者の早期発見及び事故の防止を図り、もって認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症高齢者及び家族等への支援体制の構築を推進することを目的とする。

### (対象者)

第2 認知症高齢者の見守り事業（以下「事業」という。）の対象となる者は、徘徊行動があり、行方不明になるおそれのある、おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者及び家族等とする。

### (利用登録の届出)

第3 事業を利用しようとする対象者は、茨木市認知症高齢者見守り事業利用登録届（様式第1号）に当該届出を行う者（以下「届出者」という。）の身分を証明する書類を添えて、事業の対象となる認知症高齢者の居住地の小校区を担当する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を通じて市長に届け出て、利用登録を受けなければならない。

### (面談)

第4 届出者は、事業を利用する認知症高齢者及び家族等（第6、第9及び第11において「利用者」という。）の日常生活の状況について、センターが実施する面談（第5、第6及び第8第3項において「面談」という。）を受けるものとする。

### (見守りシールの配布)

第5 センターは、面談を実施した届出者に対し、登録番号を通知し、登録した認知症高齢者の見守り及び行方不明となったときの捜索のために当該認知症高齢者の衣服、靴等に貼付することができるシール（以下「見守りシール」という。）を配布するものとする。

### (相談支援)

第6 センターは、面談により日常の見守り方法の具体的なアドバイス、介護サービスの利用の見直し点検等の実施が必要と認める利用者に対し、相談支援を実施するものとする。

### (警察との連携)

第7 市長は、事業を円滑に実施し、行方不明となった認知症高齢者の早期発見及び事故の防止を図るために、警察との連携を取るものとする。

(利用登録の変更等)

第8 届出者は、次の各号のいずれかに該当したときは、茨木市認知症高齢者見守り事業利用登録(変更・廃止)届(様式第2号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用登録している認知症高齢者が市内転居したとき。
- (2) 利用登録している認知症高齢者が転出したとき。
- (3) 利用登録している認知症高齢者が死亡したとき。
- (4) 事業を利用する必要がなくなったとき。
- (5) 緊急連絡先が変更になったとき。

2 届出者は、前項の規定による届出(前項第1号に該当することによる届出であつて、転居の前後で担当するセンターに変更がない場合を除く。)を行うときは、未使用分の見守りシールを添付しなければならない。

3 センターは、第1項の規定による届出が第1項第1号に該当することによる届出である場合(転居の前後で担当するセンターに変更がない場合を除く。)は、変更後のセンターに登録内容及び面談、相談支援等の内容を引き継ぐものとする。

4 前項の規定による引き継ぎを受けたセンターは、届出者に対し、新たに登録番号を通知し、見守りシールを配布するものとする。

(利用者の責務)

第9 利用者は、見守りシールを善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的以外に使用してはならない。

(費用の負担)

第10 事業の利用に係る費用は、無料とする。

(利用登録の取消し)

第11 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すとともに、見守りシールの全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用登録を受け、又は見守りシールを受領したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

登録番号		
受付日	年 月 日	
受付者		

茨木市認知症高齢者見守り事業利用登録届

年 月 日

（届出先）茨木市長

認知症高齢者見守り事業を利用するため、次のとおり届け出ます。

届出者：氏名： \_\_\_\_\_ ⑩ 続柄： \_\_\_\_\_  
氏名が自署の場合は押印不要です。  
 住所： \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_

写真（撮影時期： 年 月頃）

高 齢 者 （ 本 人 ） の 状 況	ふりがな 氏 名	_____	男・女	写真の裏側に記名をお願いします。
	生年月日	明・大・昭 年 月 日		
	住 所	〒 _____ 茨木市		
	電話番号	( _____ ) _____	意思疎通：できる・できない 名前（言える・言えない） 住所（言える・言えない）	
	過去の行方不明の有無	<input type="checkbox"/> 有（ _____ 回） <input type="checkbox"/> 無		
	特 徴	身長： _____ c m ぐらい	姿勢：	
		体重： _____ k g ぐらい	体格：太め・普通・やせ気味	
		頭髪：短髪・白髪・( _____ )	眼鏡： 有 ・ 無	
特記事項	行動の特徴等			
医療機関への通院	( _____ 有 ・ 無 )	( _____ 傷病名 )		

※駆けつけ可能な緊急連絡先をご記入ください。

緊 急 連 絡 先	第1 連絡先	氏名	_____	続 柄	_____
		住所	_____	電話番号	自宅： 携帯：
	第2 連絡先	氏名	_____	続 柄	_____
		住所	_____	電話番号	自宅： 携帯：

備考

- この登録届は、本人の居住地の小中学校を担当する地域包括支援センターに提出してください。
- 登録内容に虚偽があった場合は、見守りシールを返還していただきます。
- 登録内容に変更等が生じた場合（市内転居、転出、死亡等）は、必ず変更又は廃止の届出をしてください。

同 意 書

認知症高齢者見守り事業を利用するため、登録内容を茨木警察署長に情報提供することに同意します。なお、当該情報提供については、緊急連絡先の方にも了解を得ています。

届出者氏名： \_\_\_\_\_ ⑩  
氏名が自署の場合は押印不要です。

（届出先）茨木市長

（届出者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

氏名が自署の場合は押印不要です。

茨木市認知症高齢者見守り事業利用登録（変更・廃止）届

認知症高齢者見守り事業の利用について登録の変更・廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。

登録している 高齢者	住 所	茨木市
	ふりがな	
	氏 名	
登録番号		
変更・廃止の日		年 月 日
変更・廃止の理由		市内転居 ・ 市外転出 ・ 死亡 老人ホーム等への入所（施設名： ） その他（ ）
変更内容		

備考

- 1 この登録（変更・廃止）届は、居住地の小校区を担当する地域包括支援センター又は福祉総合相談課に提出してください。
- 2 市内転居の場合は、転居先の小校区を担当する地域包括支援センターから新たに登録番号及び見守りシールを受け取ってください。（担当するセンターに変更がない場合を除く。）
- 3 未使用の見守りシールは速やかに返還してください。（市内転居の場合で、担当するセンターに変更がないときを除く。）